

京都教育大学附属高等学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月
京都教育大学附属高等学校

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

京都教育大学附属高等学校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、国立大学法人京都教育大学附属学校いじめ防止等対策ポリシーに則り、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都教育大学附属高等学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条より）

II いじめ防止といじめに対する組織—いじめ対策委員会の設置

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を下図のように設置し、組織的な対応を行う。

1 役割

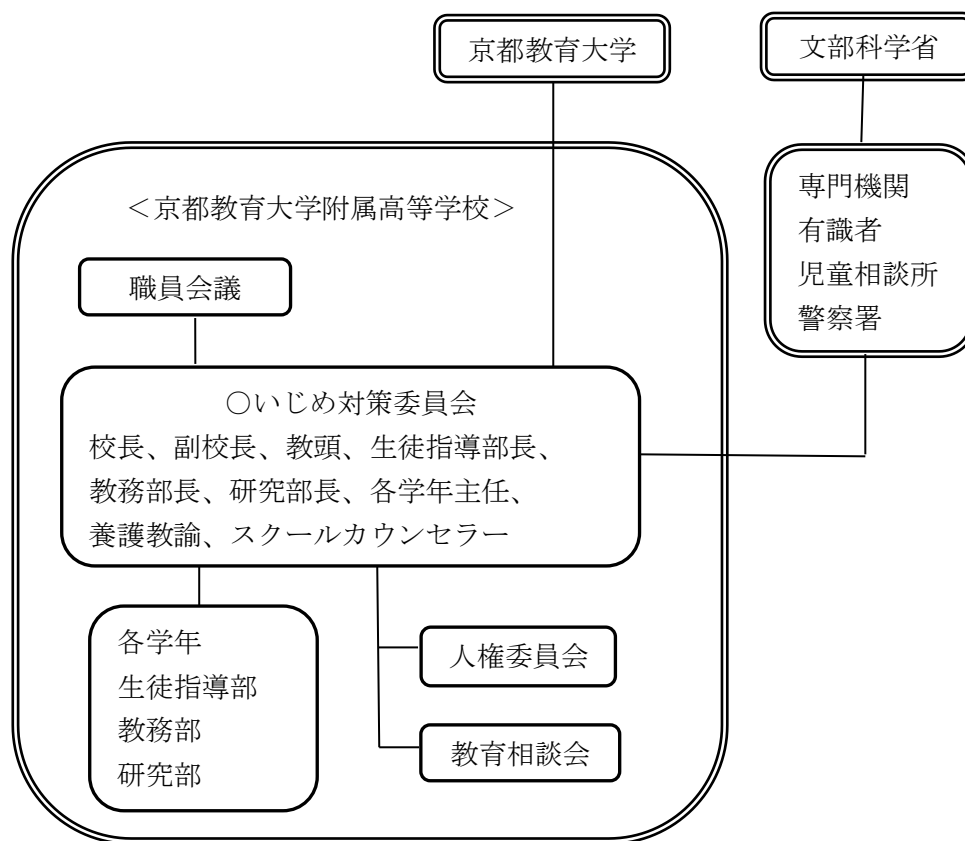
いじめの防止、いじめへの対処、重大事態への対処など、いじめに関する学校内の中核となる。

- (1) いじめの防止にかかわる計画の作成と実践について各学年、分掌等と連携するとともにその中核を担う。
- (2) いじめの疑いに係る情報があった際に、生徒指導部、各学年、スクールカウンセラーなどと調整して組織的にその対応処置を講じる中核となる。
- (3) 重大事態が疑われる事案が発生した時には、外部機関との連携を含めてその措置の中核となる。

2 構成

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、研究部長、各学年主任、人権教育担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。

<京都教育大学附属高等学校 いじめ対策 組織図>



Ⅲ いじめの防止

1 基本的な考え方

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、被害者にも加害者にもなりうるものである。このことを踏まえ、すべての生徒の尊厳が守られ、「いじめは決して許されない人権侵害である」との認識のもと、いじめの防止に取り組む。
- (2) 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。
- (4) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

2 主な方策

(1) 学校の教育活動全体を通じた生徒への指導

- ・ 人権尊重の意識を高める取組

教科・科目、総合的な学習の時間及び人権学習（情報モラル、ネットいじめに係る学習を含む）における人権尊重の意識を高める取組

- ・ 自己有用感、共感的人間関係をはぐくむ取組

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動及び部活動において自己存在感を与え、自己有用感や共感的人間関係をはぐくむ取組

(2) 生徒自らが、いじめの問題について学び、いじめを防止する取組

- ・生徒会において人権尊重について学び、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、生徒同士で支援できる態度の育成
- (3) 教職員の資質能力向上
- ・いじめの防止につながる指導研究、授業改善などの校内研修の実施

IV いじめの早期発見

1 基本的な考え方

- (1) いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃から生徒と信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、得られた情報については共有する。
- (2) 個人面談、定期的なアンケート調査や聴き取り調査等の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下での対応を図るなど生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。

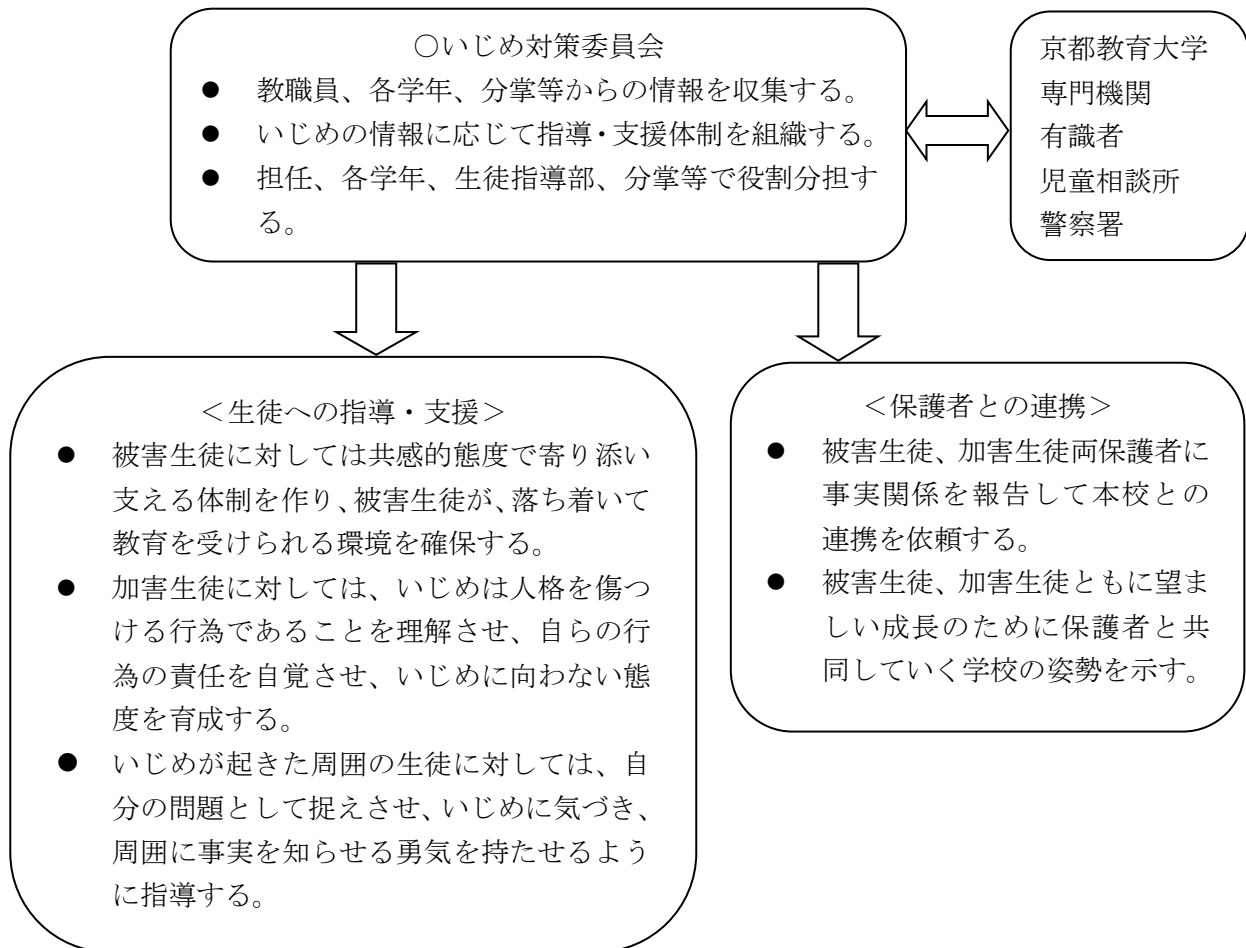
2 主な方策

- (1) 生徒個人面談の実施
担任による日常的な個人面談の設定、ホームルーム生徒全員を対象とした一斉面談などを実施して生徒の内面の把握と情報収集。
- (2) いじめ調査
アンケート調査と個別の聴き取り調査を実施
- (3) 教職員による点検
各学年、分掌・委員会等の会議における点検
- (4) 保護者との連携
保護者連絡、面談等を通じたの情報交換

V いじめに対する措置

- (1) いじめと認められる事象や、いじめと疑われる事象があった場合には、「いじめ対策委員会」が中心となって、体制を確立し、事実確認、指導・支援、関係機関への報告、その他必要な措置を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ対策委員会」が中枢となって、いじめを受けた生徒や保護者への支援体制、いじめを行った生徒や保護者への指導助言体制を確立し、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置を行い、関係各所に指示する。
- (3) いじめへの対応について下図のように設定する。

<いじめへの対応模式図>



VI 重大事態への対処

1 対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、直ちに本学学長より文部科学省に報告し、同省および本学の指導助言、連携のもと、「いじめ対策委員会」が中核となって事態への対処にあたる。必要に応じて関係諸機関、有識者の支援を得る。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案については文部科学省、本学の指導助言のもと警察署と連携して対処する。
- (3) 再発防止
当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

2 調査と情報の提供

本校が調査の主体となる場合には、「いじめ対策委員会」が中核となり、必要に応じて組織を編成して調査を実施する。調査によって明らかになった事実については、被害生徒、加害生徒およびその保護者ならびに文部科学省、本学に対して報告・情報提供する。

VII いじめ防止のための年間計画

いじめ防止のための年間計画

	防止対応	早期発見・情報収集	会議等
4月	新入生歓迎会 立会演説会 学年会、各分掌会議	個人面談（全学年） 3年生保護者会 「いじめ防止基本方針」公表	いじめ対策委員会
5月	生徒総会 定例研究会	育友会総会 1, 2年生保護者会 いじめアンケート 学年会、分掌会議 教育相談会	いじめ対策委員会
6月	人権学習 定例研究会	学年会、分掌会議 教育相談会	いじめ対策委員会
7月	救急講習会	3者面談（全学年） 学年会、分掌会議 教育相談会	いじめ対策委員会
8月		3者面談（全学年）	
9月	文化祭	学年会、分掌会議 教育相談会	いじめ対策委員会
10月	体育祭 立会演説会 定例研究会	個人面談（全学年） いじめアンケート 保護者懇談会（全学年） 学年会、分掌会議 教育相談会	いじめ対策委員会
11月	生徒総会 人権学習 スポーツデー 定例研究会	学年会、分掌会議 教育相談会 授業アンケート（3年） 保護者アンケート（3年）	いじめ対策委員会 教職員人権研修会
12月		学年会、分掌会議 教育相談会	いじめ対策委員会
1月		授業アンケート（1, 2年） 保護者アンケート（1, 2年） 学年会、分掌会議 教育相談会	いじめ対策委員会
2月	定例研究会	個人面談（1, 2年生） 教員アンケート 学年会、分掌会議 教育相談会	いじめ対策委員会
3月	生徒総会	学年会、分掌会議 教育相談会	いじめ対策委員会